

船橋市建設工事等一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、船橋市が発注する建設工事及び設計等コンサルタント（建設工事に係る実施設計業務委託、工事監理業務委託及び設計意図伝達業務委託をいう。）（以下これらを「建設工事等」という。）において実施する地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による一般競争入札について、電子計算機及び電気通信回線等、電子的方式の使用による入札（以下「電子入札」という。）を行う場合において、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 電子入札を用いて行う一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）は、入札参加希望者がちば電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による入札公告に基づき入札金額を提出し、入札（開札）後に最低価格入札者から順次、入札参加資格要件等の審査を行い、落札者を決定する入札方式をいう。

(対象)

第3条 対象は、船橋市が発注する建設工事等とする。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札の対象としないことができる。

- (1) 工期又は履行期限等が逼迫している場合
- (2) 施工方法あるいは履行方法が特殊な場合
- (3) 登録業者数の少ない業種の場合
- (4) その他、市長が必要と認める場合

(入札参加者に必要な資格)

第4条 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札に参加できないものとする。

- (1) 当該建設工事等の公告日（以下「公告日」という。）において、船橋市建設工事等入札参加有資格者名簿に登載されていない者
 - (2) 船橋市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置、船橋市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外措置及び船橋市入札参加有資格者実態調査実施要領に基づく入札参加停止措置を、公告日から落札者が決定するまでの間、受けている者
 - (3) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者、又は当該建設工事等の入札日前6か月以内に不渡りの手形、小切手を出した者
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- 2 前項に掲げるもののほか、建設工事等において、その種類又は性質により、入札に参加する者の資格要件等を定めたときは、当該資格を有する者でなければ参加できないも

のとする。

(入札参加資格要件等の決定)

第5条 市長は、前条第2項の規定により、入札に参加する者の資格要件等を定めるときは、建設工事等の施工内容又は業務内容を考慮し、契約を主管する課長及び工事担当課長とで協議のうえ作成した案を参考に入札参加資格要件等を決定する。なお、一般競争入札（総合評価型）で入札を行う工事の資格要件等については、建設技術の総括を主管する課長も案を作成する協議に加わるものとする。

(入札参加申請手続)

第6条 入札に参加するための入札参加申請手続きは、要しないものとする。

(公告)

第7条 市長は、一般競争入札を執行するときは、電子調達システムにより公告するものとする。

2 公告期間は、公告日を含めて原則として最大15日間（閉庁日を除く。）とするものとする。

(設計図書等の公表)

第8条 設計書、図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）は、電子調達システムにより公表する。

2 入札参加希望者は、必ず設計図書等を電子調達システムからダウンロードしたうえで、入札に参加しなければならない。

(設計図書等に対する質問及び回答)

第9条 設計図書等の内容に質問がある者は、当該公告で示した方法により、質問締切日までに契約を主管する課長に対して質問書を提出するものとする。この場合、契約を主管する課長は、当該公告で示した方法により回答するものとする。

(入札書の提出)

第10条 入札参加希望者は、当該公告で示した入札期間内に、入札書に必要事項を入力のうち電子調達システムにより提出するものとし、紙による入札書の提出は原則として受け付けないものとする。ただし、天災等の事由により電子調達システムが使用できない場合や、契約を主管する課長が紙による入札書の提出を認めた場合はこの限りではない。

2 紙により入札書を提出する場合には、一般競争入札書（別紙様式2）を使用するものとし、入札期間の末日の正午までに、一般競争入札紙入札承諾願（別紙様式3）と共に持参し提出するものとする。

3 入札書の提出は1回とし、提出した入札書の差替えは認めない。

4 入札書の到着確認の問い合わせには、一切応じない。

5 入札金額については、消費税及び地方消費税を含まない金額とする。

(入札金額内訳書の提出)

第11条 建設工事又は設計金額が1億円以上の設計等コンサルタントに係る入札書の提

出にあたっては、入札書の内訳書欄に入札金額に対応した入札金額内訳書を電子ファイルで添付するものとする。

- 2 添付する入札金額内訳書のファイル容量が合計 3 MB を超える場合及び添付することが困難な場合にあっては、提出書類一覧表（別紙様式 4）を入札書の内訳書欄に電子ファイルで添付し、入札期間の末日の正午までに、入札金額内訳書を電子ファイルで添付した提出書類一覧表を印刷したものと共に持参し提出するものとする。
- 3 前項に規定するもののほか、入札金額内訳書の提出について、別途指定がある場合はその方法によるものとする。

（入札辞退）

第 12 条 入札書の提出後、都合により入札を辞退する場合は、開札日の前日（閉庁日を除く。）の午後 3 時までに入札辞退届（別紙様式 5）を直接持参し提出するものとする。

（開札の立会い）

第 13 条 入札参加者は、開札の執行にあたり立ち会うことができる。ただし、予定価格を事前公表していない入札の場合その他の公正な入札執行が阻害されるおそれのある場合においては、この限りでない。

（入札の執行）

第 14 条 入札回数は原則として 1 回とするものとする。

- 2 契約を主管する課長は、開札後、次条に定める落札候補者を決定すると共に、後日落札者決定する旨を宣言（落札保留）し、入札を終了するものとする。

（落札候補者の決定）

第 15 条 落札候補者の決定は、最低制限価格を設けている場合は、予定価格と最低制限価格の制限の範囲内で一番低い金額で入札した者を落札候補者とする。また、低入札価格調査制度における調査基準価格を設けている場合は、予定価格と失格判断基準価格の範囲内で一番低い金額で入札した者を落札候補者とするが、調査基準価格を下回る入札があった場合は、低入札価格調査実施要領に基づき調査を行う。

- 2 落札候補者となるべき同価格の入札者が 2 者以上いるときは、直ちに電子調達システムにより電子くじを実施し、落札候補者を決定する。
- 3 落札候補者となるべき者がいないときは入札を不調とする。

（入札保証金）

第 16 条 入札保証金は原則免除する。ただし、落札者となった場合において正当な理由がなく指定期限までに契約を締結しないときは、落札金額の 100 分の 5 に相当する額の違約金を徴収するものとする。

（入札参加資格確認審査書類等の提出）

第 17 条 契約を主管する課長は、開札後、落札候補者に対し速やかに連絡し、一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式 1）及び当該公告に示す入札参加資格確認審査書類等（以下「確認書類等」という。）の提出を求めるものとする。ただし、落札候補者が、当該入札の入札参加資格要件等を満たしていない場合は、次順位者を落札候補者とし、

確認書類等の提出を求めるものとする。また、落札候補者から提出された確認書類等は返却しない。

- 2 落札候補者は、契約を主管する課長から確認書類等の提出を求められた日から起算して原則2日（閉庁日を除く。）以内に持参すること。

（入札参加資格要件等の審査）

第18条 契約を主管する課長は、落札候補者から提出された確認書類等の審査をし、入札参加資格要件等を満たしている者が確認できるまで審査をする。

- 2 入札参加資格要件等の審査は、開札日から起算して原則3日（閉庁日を除く。）以内に行う。

（落札者の決定）

第19条 契約を主管する課長は、落札候補者が入札参加資格要件等を満たしていると判断した場合は、落札者として決定し、契約締結に必要な書類の提出を指示するものとする。落札者が決定したときは、既に確認書類等を審査した者を除き、他の入札参加者の確認書類等は審査をしない。

- 2 同日に開札した同一業種の落札者決定は、開札執行順とする。

（入札参加資格要件等を満たさない者に対する理由の説明）

第20条 入札参加資格要件等を満たしていないと判断された者で、当該判断に不服がある者は、連絡を受けた日から起算して3日（閉庁日を除く。）以内に契約を主管する課長に対して、入札参加資格要件等を満たさないと判断した理由について、書面を持参することにより説明を求めることができる。

- 2 契約を主管する課長は、前項の説明を求められたときは、受理した日から起算して3日（閉庁日を除く。）以内に書面をもって回答するものとする。

（共同企業体に発注する場合の取扱い）

第21条 共同企業体に発注する場合は、船橋市特定建設工事共同企業体取扱要綱に基づき行い、入札参加資格要件等は、共同企業体及び構成員それぞれについて定めるものとする。

- 2 入札における手続き等は、結成した共同企業体で行うものとする。

（入札の無効）

第22条 電子入札約款第8条に規定するほか、次の各号のいずれかに該当する入札書は無効とする。

- (1) 入札参加資格要件等を満たしていない入札書
- (2) 入札期間外に提出された入札書
- (3) くじ番号の記入の無い入札書
- (4) 入札金額内訳書の提出がないもの又は合計額と入札金額が一致しない入札書
- (5) 入札公告の指示に応じない落札候補者が入札した入札書
- (6) 共同企業体に発注した場合において、共同企業体として入札参加をしない（特定建設工事共同企業体協定書を締結しない）入札及び特定建設工事共同企業体協定書の提

出がない入札書

(入札結果等の公表)

第23条 入札結果の公表は、船橋市電子調達システム運用基準（建設工事等）、船橋市入札・契約事務運用マニュアル及び建設工事等の公表に関する事務取扱要領に基づき公表するものとする。

2 前項の公表までの間は、入札の経緯・結果の問い合わせには、一切応じない。

(承諾等)

第24条 入札参加者は、入札に際し、契約締結に関する法令及び船橋市契約規則を守り、電子入札約款を承諾のうえ入札するものとする。また、以下の事項を誓約したものとする。

- (1) 連合等により入札の公正を害するような不正行為をしていないこと
- (2) 連合等の疑いが生じたときは、船橋市のとる措置に従い、一切の異議を申し立てないこと

(その他)

第25条 入札参加希望者は、本要領、電子入札約款及び船橋市電子調達システム運用基準（建設工事等）並びに契約書案等を確認し、入札参加すること。

2 落札者として決定後、当該建設工事等の契約締結までの間、一般競争入札におけるいずれかの要件を満たさなくなった場合等は、当該建設工事等の契約を締結しないことがある。

3 虚偽の確認書類等により申請した場合や入札における不誠実な行為をした場合等は、船橋市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づき指名停止措置を行う場合がある。

4 建設工事において、確認書類等に明記されている配置予定技術者については、原則として当該工事の契約工期の始期から工事完成通知書の提出日まで変更することはできない。

(補則)

第26条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間は、第10条第1項の規定にかかわらず原則紙による入札を認める。紙による入札をする場合の手続きについては同条第2項による。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則

- １ この要領は、平成２６年１０月１日から施行する。
- ２ この要領は、平成２６年１０月１日以降に公告をする入札に適用し、同日前に公告をした入札については、なお従前による。

附 則

この要領は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２８年９月１５日から施行する。

附 則

この要領は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年５月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

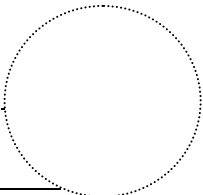
この要領は、令和２年８月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和７年４月１７日から施行する。

船橋市長 あて

住 所
商号又は名称
代表者職氏名



使 用 印

一般競争入札参加資格確認申請書（工事）

年 月 日付けで開札が執行された、一般競争入札の落札候補者となったので、参加資格について確認されたく、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

工事記号・工事名・工事場所

工事記号	
工事名	
工事場所	

配置予定現場代理人

氏名	
住所	
生年月日	

配置予定技術者

氏名	
住所	
生年月日	
公告した資格の名称等	

施工実績（当該工事の公告文で指定したもの）

工事名	発注者	請負金額 （千円）	工事期間	工事箇所 （又は工法）

留意事項

- 1 提出された申請書類のみでは資格を判断できないときは、記載責任者に連絡してヒヤリングを行う場合がある。
- 2 当該工事の公告において指定した、参加資格条件の欄のみを記入すること。
- 3 当該工事の公告において指定した、必要な添付書類のみを添付すること。

記載責任者

責任者・連絡者氏名	
電話番号	

年 月 日

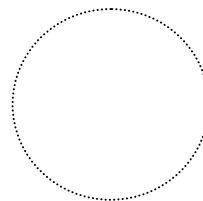
船橋市長 あて

特定建設工事共同企業体名 _____

住 所

構成員 商号又は名称

(代表者) 代表者職氏名 _____



使 用 印

一般競争入札参加資格確認申請書（工事・J V）

年 月 日付けで開札が執行された、一般競争入札の落札候補者となったので、参加資格について確認されたく、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

工事記号・工事名・工事場所

工事記号	
工事名	
工事場所	

代表者の配置予定現場代理人

氏名	
住所	
生年月日	

代表者の配置予定技術者

氏名	
住所	
生年月日	
公告した資格の名称等	

代表者以外の構成員 1 の配置予定技術者

氏名	
住所	
生年月日	
公告した資格の名称等	

代表者以外の構成員 2 の配置予定技術者（2 J Vの場合は記載しない）

氏名	
住所	
生年月日	
公告した資格の名称等	

代表者の施工実績（当該工事の公告文で指定したもの）

工事名	発注者	請負金額 (千円)	工事期間	工事箇所 (又は工法)

代表者以外の構成員 1 の施工実績（当該工事の公告文で指定したもの）

工事名	発注者	請負金額 (千円)	工事期間	工事箇所 (又は工法)

代表者以外の構成員 2 の施工実績（当該工事の公告文で指定したもの）（2JVの場合は記載しない）

工事名	発注者	請負金額 (千円)	工事期間	工事箇所 (又は工法)

留意事項

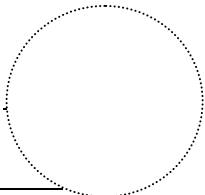
- 1 提出された申請書類のみでは資格を判断できないときは、記載責任者に連絡してヒヤリングを行う場合がある。
- 2 当該工事の公告において指定した、参加資格条件の欄のみを記入すること。
- 3 当該工事の公告において指定した、必要な添付書類のみを添付すること。
- 4 専任で配置する予定の技術者は、できる限り千葉県内又は隣接都県に居住している者とするこ
と。

記載責任者（代表構成員）

責任者・連絡者氏名	
電話番号	

船橋市長 あて

住 所
商号又は名称
代表者職氏名



使 用 印

一般競争入札参加資格確認申請書（委託）

年 月 日付けで開札が執行された、一般競争入札の落札候補者となったので、参加資格について確認されたく、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

工事記号・委託名・委託場所

工事記号	
委託名	
委託場所	

配置予定技術者（管理技術者）

氏名	
住所	
生年月日	
公告した資格の名称等	

配置予定技術者（照査技術者）

氏名	
住所	
生年月日	
公告した資格の名称等	

管理技術者の実績（当該委託の公告文で指定したもの）

委託名	発注者	請負金額 （千円）	委託期間	委託箇所

事業者の実績（当該委託の公告文で指定したもの）

委託名	発注者	請負金額 （千円）	委託期間	委託箇所

留意事項

- 1 この一般競争入札参加資格確認申請書（委託用）は、共通して使用するため、上記の（２）以下は、当該入札公告において指示した必要な項目を記入して、それぞれ書類を添付したうえで、持参すること。
- 2 提出された申請書類のみでは資格を判断できないときは、記載責任者に連絡してヒヤリングを行う場合がある。

記載責任者

責任者・連絡者氏名	
電話番号	

別紙様式 2

年 月 日

船橋市長 あて

住 所.....
商号又は名称
代表者職氏名.....
使 用 印

一般競争入札書

工事記号	
工事（委託）名	
工事（委託）場所	

入 札 金 額		十億			百万			千			円
------------	--	----	--	--	----	--	--	---	--	--	---

(消費税及び地方消費税を含まない金額)

くじ番号			
------	--	--	--

※くじ番号は、任意の 3 桁を記入してください。

【記入に際しての注意事項】

- ① 記載事項を未記入又は誤記入した入札書は無効となります。
- ② 落札した場合の契約金額は、入札金額に消費税及び地方消費税の額を加えた金額となります。
- ③ 印鑑は、入札参加資格申請時に、使用印鑑の届出をした印鑑を押印して下さい。

記載責任者

責任者・連絡者氏名	
電話番号	

別紙様式 2

年 月 日

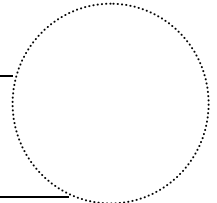
船橋市長 あて

特定建設工事共同企業体名

住 所

構成員 商号又は名称

(代表者) 代表者職氏名



使 用 印

一般競争入札書 (J V)

工事記号	
工事名	
工事場所	

入 札 金 額		十億			百万			千			円
------------	--	----	--	--	----	--	--	---	--	--	---

(消費税及び地方消費税を含まない金額)

くじ番号			
------	--	--	--

※くじ番号は、任意の 3 桁を記入してください。

【記入に際しての注意事項】

- ① 記載事項を未記入又は誤記入した入札書は無効となります。
- ② 落札した場合の契約金額は、入札金額に消費税及び地方消費税の額を加えた金額となります。
- ③ 印鑑は、入札参加資格申請時に、使用印鑑の届出をした印鑑を押印して下さい。

記載責任者 (代表構成員)

責任者・連絡者氏名	
電話番号	

別紙様式 3

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

一般競争入札紙入札承諾願

一般競争入札で執行される下記工事（委託）について、紙による入札を承諾願います。
また、紙による入札において、入札事務の手続きは市のとる措置に従い、一切の異議を
申立てないことを誓約します。

記

1. 工 事 記 号

2. 工 事（委託）名

3. 工 事（委託）場所

4. 電子入札で参加できない理由

※ この承諾願は、入札期間の末日の正午までに直接持参してください。

別紙様式 4

年 月 日

船橋市長 あて

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

提 出 書 類 一 覧 表

入札参加に必要な下記の書類について別途提出します。

記

1. 工 事 記 号

2. 工 事（委託）名

3. 工事（委託）場所

4. 提 出 書 類

(1) _____ 全 ページ

(2) _____ 全 ページ

(3) _____ 全 ページ

(4) _____ 全 ページ

※ この提出書類一覧表は、電子入札システムの添付機能を利用して電子ファイルで送信し、提出書類は、別途提出してください。

入 札 辞 退 届

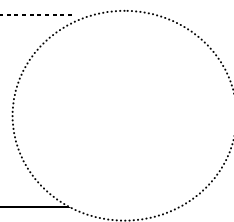
年 月 日

船 橋 市 長 あて

住 所

商号又は名称

代表者職氏名



使 用 印

入札（開札）日時

年 月 日 時 分

工 事 記 号

工 事（委 託）名

上記の競争入札について、下記の理由により入札参加を辞退します。

（理由）

※ この届は、開札日の前日（閉庁日を除く。）午後 3 時までに直接持参してください。

週休2日制モデル工事
実施マニュアル（試行）
（土木工事）

令和8年4月

船 橋 市

目 次

- 1 目的
- 2 用語の定義
- 3 対象工事
- 4 積算方法
- 5 実施方法
- 6 成績評定
- 7 アンケートの実施
- 8 その他

1 目的

このマニュアルは建設業が取り組む「週休 2 日の定着」を発注者として支援するために試行する「週休 2 日制モデル工事」（以下、「モデル工事」という。）に関する必要な事項を定め、円滑な実施を図ることを目的とする。

2 用語の定義

(1) モデル工事

現場閉所による週休2日工事及び週休2日交替制工事の総称をいう。

(2) 現場閉所による週休2日工事

1) 週休2日

①完全週休２日（土日）とは、対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、１週間に２日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、週の定義は月曜から日曜日までとする。

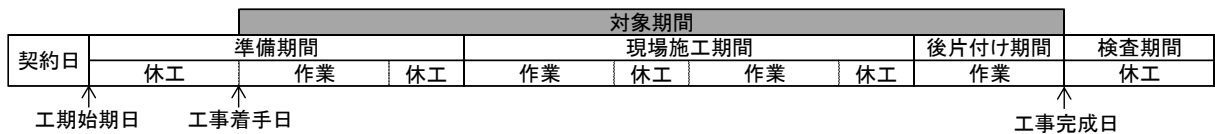
また、完全週休2日（土日）の実施にあたり、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に代替休日を設定するものとする。

②週休２日とは、対象期間の全ての月において、４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(月単位の現場閉所率が全て 28.5%以上になった状態をいう。)

2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始 6 日間（例：12 月 29 日～1 月 3 日）、夏期休暇 3 日間（例：8 月 13 日～8 月 15 日）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。



3) 工事着手日

工期の始期日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設または測量をいう。）に着手する日をいう。

4) 工事完成日

後片付け完了後、工事完成通知書を監督職員に提出する日をいう。

5) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

6) 4 週 8 休

対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日/28日）の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

7) 現場閉所率

$$\text{現場閉所率 (\%)} = (\text{対象期間内の現場閉所日数} \div \text{対象期間の日数}) \times 100$$

現場閉所率（％）は、小数第２位以下切り捨てとする。

（３）週休２日交替制工事

１）週休２日

①完全週休２日交替制とは、対象期間のすべての週において、技術者及び技能労働者が交替しながら１週間に２日間以上の休日確保したと認められる状態をいう。

②週休２日交替制とは、対象期間のすべての月において、技術者及び技能労働者が交替しながら４週８休以上の休日確保したと認められる状態をいう。

（月単位の平均休日率が全て 28.5%以上になった状態をいう。）

２）対象期間

工事着手日から工事完成日までの対象者が当該工事に従事した期間をいう。なお、下請業者は施工体制台帳上の工期日数を基本とする。また、年末年始６日間（例：12月29日～1月3日）、夏期休暇３日間（例：8月13日～8月15日）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

３）工事着手日

工期の始期日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設または測量をいう。）に着手する日をいう。

４）工事完成日

後片付け完了後、工事完成通知書を監督職員に提出する日をいう。

５）休日

対象者が当該工事の現場作業（現場事務所での専務作業を含む）を２４時間通して行っていない状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日に含めるものとする。

６）対象者

当該工事に係る受注者及び施工体制台帳記載の下請業者（建設工事の請負契約分のみ）すべての技術者、技能労働者及び現場代理人をいう。ただし、従事期間が１週間未満の場合は除く。

７）４週８休

月ごとの平均休日率が、28.5%（８日／28日）の水準に達する状態をいう。

８）休日率

休日率（％）＝（月ごとの休日日数 ÷ 月ごとの対象日数）× 100

休日率（％）は、小数第２位以下切り捨てとする。

９）平均休日率

平均休日率（％）＝（対象者の休日率の合計 ÷ 対象者数）× 100

平均休日率（％）は、小数第２位以下切り捨てとする。

３ 対象工事

試行対象工事は、本市が発注する土木工事のうち、発注者が指定する工事とする。

４ 積算方法

（１）当初の予定価格において、次に掲げる経費に、それぞれの補正係数を乗じた補正を行う。

・現場閉所による週休2日工事の補正

- 1) 労務費 : 1.02
- 2) 共通仮設費 : 1.01
- 3) 現場管理費 : 1.02

施工後に週休2日の達成状況を確認し、週休2日が達成されなかった場合（月単位の現場閉所率又は平均休日率が1回でも28.5%未満となった場合）は、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行うものとする。

(2) 受注者が完全週休2日（土日）を希望した場合は、その達成状況に応じ増額変更する。

・現場閉所による完全週休2日（土日）工事の補正

- 1) 労務費 : 1.02
- 2) 共通仮設費 : 1.02
- 3) 現場管理費 : 1.03

・週休2日交替制工事の補正

- 1) 労務費 : 1.02
- 2) 現場管理費 : 1.02

・週休2日交替制工事の補正

- 1) 労務費 : 1.02
- 2) 現場管理費 : 1.03

(3) 市場単価方式及び土木工事標準単価の補正係数については別紙

5 実施方法

(1) 発注時

発注者は、公告文および特記仕様書にモデル工事である旨を記載する。また、設計図書（参考資料）に「工事工程表」（様式1）を添付する。

(2) 契約

契約の締結にあたり、次の内容を週休2日制モデル工事に係る特約条項として、工事請負契約書に記載する。

・現場閉所による週休2日工事

- ・受注者は、工事の施工に当たり、週休2日制モデル工事実施マニュアル（試行）（以下「マニュアル」という。）に定める現場閉所率を達成するものとする。
- ・発注者は、施工後に受注者の現場閉所の達成状況を確認し、マニュアルに定める現場閉所率が達成されなかった場合は、請負代金額を減額する変更を行うものとする。また、受注者が完全週休2日（土日）を希望した場合は、その達成状況に応じ増額変更する。

・週休2日交替制工事

- ・受注者は、工事の施工に当たり、対象期間内のすべての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日率が28.5%（8日/28日）以上となる休日確保するものとする。
- ・発注者は、施工後に対象者の休日の取得状況を確認し、休日が確保されなかった場合は、請負代金額を減額する変更を行うものとする。
また、受注者が完全週休2日（土日）を希望した場合は、その達成状況に応じ増額変更する。

(3) 受注者による意思表示

工事契約後、受発注者で速やかに協議を行い、発注者が発注時に示した「工事工程表」を基に、関係者協議の有無や協議完了予定時期等の工事工程のクリティカルパ

スを共有し、現場着手前に監督員と週休2日の取り組み方式と対象期間について工事打合せ簿により協議すること。

(4) 実施報告

1) 工程の変更理由が以下の①～④に示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行う。

- ① 契約内容と異なる事項等が発生し、工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

2) 受注者は、毎月提出する「工事履行報告書」（土木様式11）に現場閉所日数と現場閉所率又は平均休日率を記載する。（記載例参照）また、「工事履行報告書」に「現場閉所実績書」（様式2）又は「交替制実績書」（様式3）を添付する。なお、受注者は「現場閉所実績書」又は「交替制実績書」における現場閉所日又は休日の取得状況を確認できる書類（作業日報等）を「工事履行報告書」提出時に監督職員に提示する。

6 成績評定

週休2日制工事の達成状況による工事成績の加点、減点は行わない。

7 アンケートの実施

発注者がモデル工事に関するアンケート調査を実施する。アンケート調査の対象は、月単位の現場閉所率又は平均休日率が1回でも28.5%未満となった工事を対象とし、受注者は工事完成検査後、2週間以内に調査票を発注者へ提出する。なお、調査票については、監督職員から別途指示する。

8 その他

このマニュアルに定めのない事項については、監督職員と協議すること。

別紙

○市場単価方式の補正係数について

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

No.	名称	区分	補正係数			
			現場閉所		交替制	
			完全週休2日（土日）	月単位	完全週休2日	月単位
1	鉄筋工		1.02	1.02	1.02	1.02
2	ガス圧接工		1.01	1.01	1.01	1.01
4	インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
		撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
4	防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
		撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
5	防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
		撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
6	防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02	1.02	1.02
		撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
7	防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
8	防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01	1.01	1.01
9	道路標識設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
		撤去・移設	1.01	1.01	1.01	1.01
10	道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
		撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
11	法面工		1.01	1.01	1.01	1.01
12	吹付砕工		1.01	1.01	1.01	1.01
13	鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.01	1.01	1.01
14	道路植栽工		1.02	1.02	1.02	1.02
15	公園植栽工		1.02	1.02	1.02	1.02
16	橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
17	橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
18	橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
19	薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.00	1.00
20	グルーピング工		1.00	1.00	1.00	1.00
21	軟弱地盤処理工		1.01	1.01	1.01	1.01
22	コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01	1.01	1.01

○土木工事標準単価の補正係数について

土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

No.	名称	区分	補正係数			
			現場開所		交替制	
			完全週休2日(土日)	月単位	完全週休2日	月単位
1	区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02
2	高視認性区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02
3	橋梁塗装工		1.01	1.01	1.01	1.01
4	構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01	1.01	1.01
		人力	1.02	1.02	1.02	1.02
5	コンクリートブロック積工		1.02	1.02	1.02	1.02
6	排水構造物工		1.02	1.02	1.02	1.02
7	鋼製排水溝設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
8	表面被覆工(コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01
		高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
9	表面含浸工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
		高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
10	連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
		高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
11	剥落防止工(アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
		高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
12	漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
		高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
13	防草シート設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
14	紫外線硬化型FRPシート設置工(ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01
		高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
15	塗膜除去工		1.02	1.02	1.02	1.02
16	バキュームブラスト工		1.01	1.01	1.01	1.01
17	道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
		撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
18	仮設防護柵設置工(仮設ガードレール)		1.02	1.02	1.02	1.02
19	機械式継手工		1.02	1.02	1.02	1.02
20	抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.01	1.01	1.01
21	ノンコーキング式コンクリート ひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
22	FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.00	1.00
23	侵食防止用植生マット工(養生マット工)		1.02	1.02	1.02	1.02
24	支承金属溶射工		1.02	1.02	1.02	1.02
25	耐圧ポリエチレンリブ管(ハウエル管)設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
26	フレア溶接工		1.02	1.02	1.02	1.02
27	H型ボラード設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
28	橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
		作業車	1.02	1.02	1.02	1.02

建設現場における遠隔臨場に関する試行要領

令和4年4月

船 橋 市

目 次

1 総則	2
(1) 目的	2
(2) 対象工事	2
(3) 適用の範囲	3
2 受注者の実施項目	4
(1) 施工計画書	5
(2) 機器の準備	6
(3) 遠隔臨場による段階確認等の実施	8
3 監督職員の実施項目	10
(1) 施工計画書	10
(2) 機器の準備	10
(3) 遠隔臨場による段階確認等の実施	11
4 その他	12
(1) 遠隔臨場に係る費用	12
(2) 工事成績評定	12
(3) アンケートへの協力	12
(4) その他	12
(5) 附則	12

1 総則

(1) 目的

「建設現場における遠隔臨場に関する試行要領（以下、「本要領」という。）」は、船橋市発注の建設工事（営繕工事を除く）の建設現場において「段階確認」、「材料確認」と「立会」を必要とする作業に遠隔臨場を適用して、受発注者の作業効率化を図るとともに、契約の適正な履行として施工履歴を管理するために、以下の事項を定めるものである。

ア 適用の範囲

イ 遠隔臨場に使用する機器構成と仕様

ウ 遠隔臨場による段階確認等の実施及び記録

【解説】

遠隔臨場とは、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）（以下、「カメラ等」という。）により撮影した映像と音声をスマートフォン向けの TV 電話や Web 会議システム（以下、「Web 会議システム等」という。）を利用して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものである。

本要領は受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督職員）における「臨場に要する時間の削減による効率化」等を目指し、遠隔臨場を適用するにあたり、その適用範囲や具体的な実施方法と留意点等を示したものである。本要領の目的を踏まえ、遠隔臨場に必要とする機器の準備と運用が可能であり、かつ効果の検証及び課題の抽出が期待できる工種を対象とする。なお、効果の検証及び課題の抽出が期待できる工事を次に列挙する。

- 1) 段階確認・材料確認又は立会を、映像確認できる工種
- 2) 本試行を実施可能な通信環境を確保できる現場

(2) 対象工事

ア 発注者指定型

発注者指定型とは、船橋市発注の建設工事（営繕工事を除く）のうち、発注者が指定する工事とする。

イ 受注者希望型

受注者希望型とは、発注者指定型以外の建設工事（営繕工事を除く）で、受注者から遠隔臨場試行の協議申出があった工事のうち、発注者が承諾した工事とする。

(3) 適用の範囲

本要領は、所定の性能を有する遠隔臨場の機器を用いて、「船橋市土木工事共通仕様書」等に定める「段階確認」、「材料確認」と「立会」を実施する場合に適用する。

【解説】

受注者がカメラ等により撮影した映像と音声を Web 会議システム等を利用して確認するものである。

カメラ等の使用は、「段階確認」、「材料確認」と「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等の活用を妨げるものではない。

ア 段階確認

「船橋市土木工事共通仕様書」において、「監督職員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。」事項に該当し、カメラ等の機器を用いて、その内容について契約図書との適合を確かめる方法を記載したものである。なお、この方法は上記事項に記載されている「受注者は、監督職員に施工管理記録、写真等の資料を整備し、監督職員にこれらを提示し確認を受けなければならない。」事項に該当するものである。

カメラ等と Web 会議システム等を利用することにより、監督職員が確認するのに十分な情報を得ることができなかったと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、通常通りの段階確認を実施する。

イ 材料確認

「工事請負契約書」及び「船橋市土木工事共通仕様書」において、「契約図書に示された事項について、監督職員、検査職員または受注者が臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。」事項に該当し、この場合における監督職員が材料確認を臨場にて行う行為にカメラ等の機器を用いて、その内容について契約図書との適合を確かめる方法を記載したものである。

カメラ等と Web 会議システム等を利用することにより、監督職員が確認するのに十分な情報を得ることができなかったと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、通常通りの材料確認を実施する。

ウ 立会

「船橋市土木工事共通仕様書」において「契約図書に示された項目について、監督職員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。」事項に該当し、この場合における監督職員が臨場にて行う行為にカメラ等の機器を用いて、その内容について契約図書との適合を確かめる方法を記載したものである。

カメラ等と Web 会議システム等を利用することにより、監督職員が確認するのに十分な情報を得ることができなかったと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、通常通りの立会を実施する。

2 受注者の実施項目

本要領を適用した、受注者の実施項目は、次の図 2-1 に示すとおりとする。

実施手順	受注者の実施項目
施工計画書 ↓ 機器の準備 ↓ 遠隔臨場による 段階確認等の実施	①施工計画書の作成 ・本要領を適用する「段階確認」、 「材料確認」と「立会」項目 ②機器の準備 ・カメラ等の仕様 ・Web 会議システム等に関する仕様 ③段階確認等の実施 ・事前準備 ・「段階確認書」、「確認・立会依頼書」 の提出 ・遠隔臨場の実施 ・遠隔臨場の実施記録

参考：建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（案）（国土交通省 R3.3）

図 2-1 受注者の実施項目

【解説】

受注者は、本要領に記載されている内容を確認、把握する上で必要な準備、人員及び資機材等の提供ならびに、必要とする資料の整備を行うものとする。

監督職員は、本要領に記載されている内容を確認及び把握するために資料等の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。

(1) 施工計画書

受注者は、遠隔臨場の実施にあたり、施工計画書に次の事項を記載し、監督職員の確認を受けなければならない。

- ア 適用種別
- イ 機器構成と仕様
- ウ 段階確認等の実施
- エ 安全対策の徹底

【解説】

ア 適用種別

本要領を適用する「段階確認」、「材料確認」と「立会」項目を記載する。

イ 機器構成と仕様

本要領に基づいて使用するカメラ等と Web 会議システム等を記載する。

(ア) カメラ等の機器と仕様

現場にて使用するカメラ等の機器と仕様を記載する。

(イ) Web 会議システム等

カメラ等により撮影した映像と音声を監督職員に配信するために使用する Web 会議システム等を記載する。

利用するアプリケーションまたはサービス等の仕様については、市が保有するインターネット通信が可能な端末等で利用が可能であり、かつ、監督職員の利用に際して通信費以外の費用が新たに生じないものを受注者が選定する。

ウ 段階確認等の実施

本要領に基づいた、「段階確認」、「材料確認」と「立会」の実施方法を記載する。

エ 安全対策の徹底

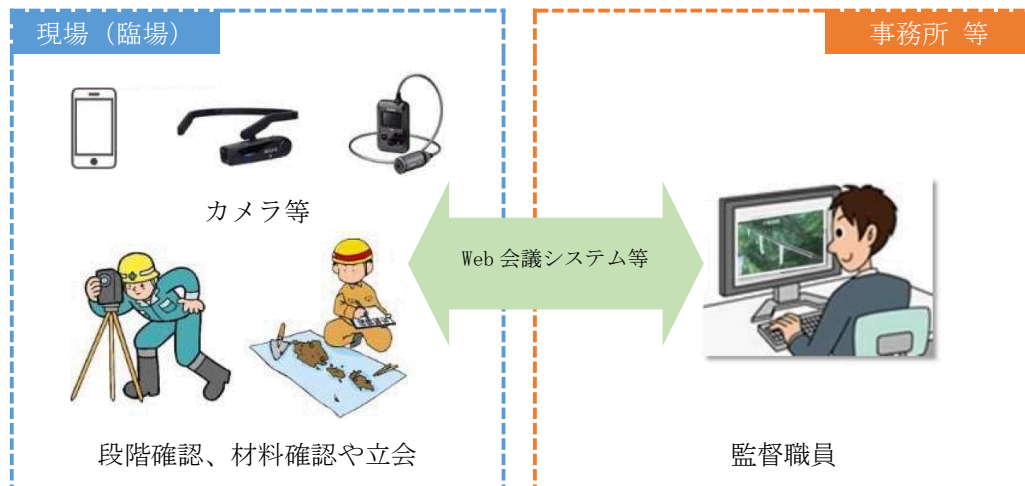
遠隔臨場では、撮影者の意識が対象物や画面に集中し、足元等への注意が薄れる等、事故につながるおそれがある。このため、受注者は遠隔臨場実施時の安全確保対策の内容を記載する。

(2) 機器の準備

遠隔臨場に使用するカメラ等の資機材は受注者が準備、運用するものとする。

ア 機器構成

機器構成の例を次の図 2-2 に示す。



参考：建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（案）（国土交通省 R3. 3）

図 2-2 機器構成（例）

イ カメラ等に関する仕様

本要領に用いるカメラ等による映像と音声に関する仕様を次の表 2-1 に示す。なお、映像と音声は、別々の機器を使用することが出来る。なお、夜間施工等における赤外線カメラや水中等における防水カメラ等の使用を妨げるものではない。

表 2-1 カメラ等に関する仕様

項目	仕様	備考
映像	画素数：640×480 以上	カラー
	フレームレート：15fps 以上	
音声	マイク：モノラル（1 チャンネル）以上	
	スピーカ：モノラル（1 チャンネル）以上	

出典：建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（案）（国土交通省 R3. 3）

ウ Web 会議システム等に関する仕様

Web 会議システム等に関する仕様を次の表 2-2 に示す。なお、Web 会議システム等は通信回線速度により自動的に画質等を調整するため、通信回線速度を優先し、転送レート（VBR）は参考とする。

表 2-2 Web 会議システム等に関する仕様

項目	仕様	備考
通信回線速度	下り最大 50Mbps、上り最大 5Mbps 以上	
映像・音声	転送レート（VBR）：平均 1Mbps 以上	

出典：建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（案）（国土交通省 R3. 3）

参考に画質、画素数と最低限必要な通信速度を次の表 2-3 に示す。なお、下表は目安であり、利用環境や電波状況、時間帯に応じて変化することに留意する。

表 2-3 画質・画素数と最低限必要な通信速度

画質	画素数	最低限必要な通信速度
360p	640×360	530kbps
480p	720×480	800kbps
720p	1280×720	1. 8Mbps
1080p	1920×1080	3. 0Mbps
2160p	4096×2160	20. 0Mbps

出典：建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（案）（国土交通省 R3. 3）

(3) 遠隔臨場による段階確認等の実施

ア 事前準備

受注者は、遠隔臨場の実施にあたり、必要な準備をしなければならない。

【解説】

受注者は、遠隔臨場の実施に先立ち、監督職員に実施時間、実施箇所（場所）や必要とする資料等について、監督職員の確認を行う。なお、監督職員による確認・立会の実施時間は、監督職員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督職員が認めた場合はこの限りではない。

イ 「段階確認書」、「確認・立会依頼書」の提出

受注者は、所定の様式により「段階確認書」または「確認・立会依頼書」を作成し、監督職員に提出する。

ウ 遠隔臨場の実施

受発注者は、本要領に従い遠隔臨場を実施する。

【解説】

1) 資機材の確認

受注者は、事前に監督職員とカメラ等や Web 会議システム等の状況について確認を行う。また、必要な準備、人員及び資機材等を提供する。

2) 現場の確認

現場における確認箇所の位置関係を把握するため、受注者は実施前に現場周辺の状況を伝え、監督職員は周辺の状況を把握したことを受注者に伝える。

3) 実施

受注者は、「工事名」、「工種」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」や「使用材料」等の必要な情報について適宜黒板等を用いて表示するとともに、必要な情報を冒頭で読み上げ、監督職員による実施項目の確認を得る。また、終了時には、確認箇所の内容を読み上げ、監督職員による実施結果の確認を得るものとする。

エ 遠隔臨場の実施記録

受注者は、遠隔臨場の映像と音声を配信するのみであり、そのデータ（配信動画）の保存を行う必要はない。（監督職員は遠隔臨場の実施状況写真等を撮影し、記録する。受注者は当該写真を監督職員より受領し、工事写真として納品する。）

【留意事項】

工事映像と音声の配信に際しては、以下に留意する。

- 1) 受注者は、被撮影者である当該工事現場の作業員に対して、撮影の目的、用途等を説明し、承諾を得ること。
- 2) 作業員のプライバシーを侵害する音声配信される場合があるため留意すること。
- 3) 受注者は、施工現場外ができる限り映り込まないように留意すること。
- 4) 受注者は、公的ではない建物の内部等見られることが予定されていない場所が映り込み、人物が映っている場合は、人物の特定ができないように留意すること。

3 監督職員の実施項目

本要領を適用した、監督職員の実施項目は、次の図 3-1 に示すとおりとする。

実施手順	監督職員の実施項目
施工計画書  機器の準備  遠隔臨場による 段階確認等の実施	①施工計画書の確認 ・本要領を適用する「段階確認」、「材料確認」と「立会」項目 ・機器構成と仕様 等 ②機器の準備 ・遠隔臨場用 PC の準備 ③段階確認等の実施 ・「段階確認書」、「確認・立会依頼書」の受領 ・遠隔臨場の実施 ・撮影した映像の保存 ・段階確認表等の実施記録受領

参考：建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（案）（国土交通省 R3. 3）

図 3-1 監督職員の実施項目

【解説】

監督職員は、本要領に記載されている内容を確認及び把握するために資料等の提出を請求できるものと、受注者はこれに協力しなければならない。

(1) 施工計画書

監督職員は、本要領に基づき受注者から提出された施工計画書の内容をもとに、下記の事項について確認し、受領する。

- ア 適用種別
- イ 機器構成と仕様
- ウ 段階確認等の実施
- エ 安全対策の徹底

(2) 機器の準備

遠隔臨場に使用する監督職員用の端末は市が準備、運用するものとする。

(3) 遠隔臨場による段階確認等の実施

ア 「段階確認書」、「確認・立会依頼書」の受領

イ 遠隔臨場の実施

(ア) 資機材の確認

監督職員は、遠隔臨場による段階確認等の実施にあたり、事前に受注者との双方向通信の状況について確認を行う。

(イ) 実施

監督職員は、「工事名」、「工種」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」や「使用材料」等、受注者からの必要な情報をリアルタイムで得ること。

また、実施項目の確認を行い、終了時には、監督職員による実施結果の講評をすること。

ウ 撮影した映像の保存

監督職員は、遠隔臨場が行われた記録として、実施状況写真等を下記の例を参考に1枚程度撮影し、記録すること。なお、記録した写真は受注者に提供すること。

(ア) Web 会議システム等で監督職員の画面を表示させた状態でキャプチャ撮影する。

(イ) Web 会議システム等で監督職員の画面を表示させた状態の端末を含めた写真を撮影する。

エ 段階確認表等の実施記録受領

監督職員は、受注者から遠隔臨場後に提出される段階確認実施記録等を受領するときは、確認個所の出来形管理に不備が無いかを確認する。

【留意事項】

工事映像と音声の配信に際しては、以下に留意する。

- 1) 使用する端末によっては監督職員の映像が配信されないため注意すること。
- 2) 使用する Web 会議システム等によっては暗号化がされないため傍受される恐れがあることから、遠隔臨場で取り扱う情報の内容と「船橋市情報資産の保護及び管理に関する規程」を照らし、適宜対応すること。
- 3) 執務室で対応する場合、周辺の映像や音声配信される場合があるため留意すること。

4 その他

(1) 遠隔臨場に係る費用

本要領を実施するにあたり必要となるカメラ等の機器費及び Web 会議システム等を利用するのに必要な通信費については、受注者の負担とする。

(2) 工事成績評定

本要領を適用した遠隔臨場を実施した場合は、工事成績評定において加点するものとする。

ただし、発注者指定型の建設現場において、やむを得ない理由があった場合を除き、遠隔臨場が実施されなかった場合は、工事成績評定において減点するものとする。

(3) アンケートへの協力

受注者は、工事完成後にアンケートを提出する。

(4) その他

本要領に記載されていない事項については、監督職員と協議するものとする。

(5) 附則

本要領は、令和 4 年 4 月 1 日以降に契約する工事から適用する。